

判決書

▽被害者の整骨院の施術につき、医師の指示がなく、その必要性かつ相当性が認められないとして、施術費用の賠償請求が認められなかつた事例

〔損害賠償請求事件、東京地裁平一二二二二八八五号、平14・2・22民二七部判決、一部認容、一部棄却（確定）〕

一 Xは、平成一二年一月一二日、自転車に乗つて東京都荒川区内の交差点を直進進行していたところ、同交差点を左折進行してきたY₁運転の普通貨物車と衝突し、頸椎捻挫等の傷害を負つた。

そして、Xは、東大病院等に通院して治療を受けたほか、整骨院にも実日数一五八日間通院して治療を受けたので、Y₁と運行供用者Y₂らに対し、治療費、交通費、休業損害、慰謝料等合計二二四万一九八六円の損害賠償を請求した。

これに対し、Y₁らは、Xの整骨院における治療については、特に医師の指示によるものではないし、その治療に効果があつたものとも認められないから、その必要性・相当性がなく、その治療費一七五万二〇五〇円は損害として請求することはできないなどと主張した。

二 本判決は、接骨院での治療費の請求について、被害者の鍼灸マッサージ等の施術については、その施術について医師の具体的な指示があり、かつ、その施術対象となつた負傷部位について医師による症状管理がなされている場合でない限り、当然には、その施術による費用を加害者の負担すべき損害と解することはできないとしたうえ、施術費を損害と認めるためには、被害者は、施術の必要性、施術内容の合理性、施術の相当性、施術の有効性等について、個別具体的に主張、立証しなければならないと解すべきであるとした。

そのうえ、本判決は、(一)整骨院での施術が医師による治療の一環としてなされたものとはいひ難い、(二)Xに対する施術の必要性を裏付けるに足りる具体的で合理的な証拠はない、(三)Xに対する施術については、施術内容が合理性を有し、かつ、Xにとって症状を緩解させるものとして有効なものであつたと推認することができる、などと判断し、施術費を損害として請求することはできないとしたが、慰謝料の費目で考慮するのが合理的かつ相当であると判断した。

三 被害者の鍼灸、マッサージ代等については、医師の治療費と異なり、その相当性等を問題とする考え方がある。この点について、いわゆる「赤い本」では、「症状により有効か

つ相当な場合、ことに医師の指示がある場合は認められる傾向にある」としているし、いわゆる「青い本」では、「医師の指示がある場合有効かつ相当な場合認められる」としている。

しかし、医師の指示がない場合でも、被害者がそれにより症状の軽減回復を感じている以上、傷害の部位による必要性、治療上の効果等により客観的に有効かつ相当と認められる範囲については、鍼灸、マッサージ代等にも損害として認めるべきであるとされている。

(損害賠償算定基準会編・注解交通損害賠償算定基準二二)。

そして、下級審裁判例でも、医師の指示のない場合について、カイロプラクティック治療(東京地判平7・9・19交民二八・五・一三五八)、接骨院での施術(東京地判平8・12・18交民二九・六・一八〇九)、柔道整復師の治療(神戸地判平7・9・19交民二八・五・一三八四)などについて賠償請求が認められているが、本判決は、医師の指示のない場合の整骨院の治療費の賠償請求について厳しく制限したうえ、その相当性、必要性などについて詳細な検討をし、結論としてその賠償請求を否定したものであり、実務上参考になる。

(一部仮名)

同訴訟代理人弁護士

執行することができる。

う。)とが交差する丁字路状の交差点(以下「本件交差点」とい

う。)内

差点(以下「本件交差点」とい

う。)とが交差する丁字路状の交

差点(以下「本件交差点」とい

【主文】
一 被告乙山松夫及び同丙川株式会社は、原告に対し、連帯して、金一三三万四五千円及び内金一〇三万四五二円に対する平成二一年一月一二日から、内金三〇万円に対する平成二年一月一八日から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 被告乙山松夫に対する賠償金員を支払え。

三 原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙川株式会社に対する判決が確定したときは、原告に対し、金二七四万一九八六円及び内金二三四万一九八六円に対する平成二年一月一八日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

四 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

【事実及び理由】 第一 請求

一 被告乙山松夫及び同丙川株式会社は、原告に対し、連帯して、金三七四万一九八六円及び内金二二四万一九八六円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一八日(訴訟送達の日の翌日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

三 原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙川株式会社に対する判決が確定したときは、原告に対し、金二七四万一九八六円及び内金二三四万一九八六円に対する平成二年一月一八日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

四 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

一 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

二 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

三 原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙川株式会社に対する判決が確定したときは、原告に対し、金二七四万一九八六円及び内金二三四万一九八六円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

四 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

一 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

二 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

三 原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙川株式会社に対する判決が確定したときは、原告に対し、金二七四万一九八六円及び内金二三四万一九八六円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

四 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

一 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

二 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

三 原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙川株式会社に対する判決が確定したときは、原告に対し、金二七四万一九八六円及び内金二三四万一九八六円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

四 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

一 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

二 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

三 原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙川株式会社に対する判決が確定したときは、原告に対し、金二七四万一九八六円及び内金二三四万一九八六円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

四 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

一 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

二 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

三 原告の被告乙山松夫に対する判決又は同丙川株式会社に対する判決が確定したときは、原告に対し、金二七四万一九八六円及び内金二三四万一九八六円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、内金五〇万円に対する平成二年一月一二日(本件事故日)から、各支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

四 被告甲野太郎に対する賠償金員を支払え。

五 この判決は、第一項に限り、仮に

《参考条文》 民法七〇九条、自賠法三条

《当事者》 原 告 甲 野 太 郎

を占灯させて本件交差点に接近し、(2)地占つてくる自転車や歩行者も見当たらなかつたところ、対向車両はなく、対向して向かって右折ハンドル操作を行つて右折を開始し、その後は右折方向、すなわち本件交差道路の日暮里中央通り方面（被告乙山にとつては右後方である）を目を向けたまま右折進行したところ、(3)地点付近で原告の存在に気づき急制動措置を講じたものの間に合わず、別紙図面一の×地点のややJRW日暮里駅寄りの地点において、被告車の右前部と右前部ミラーがそれぞれ原告車の後輪右側面と原告の右側頭部・右頬部に衝突した。

(2) 原告の過失の内容と原告の損害に対する過失相殺割合

被告乙山は、本件交差点を右折するに当たつて、対向車両の有無のみならず歩道上を対向して向かつてくる歩行者や自転車の有無等にも十分に注意を向けるべきであつたにもかかわらず、対向して走行してくる原告車の存在を見逃した点、さらには、右折進行中に本件交差道路の進行方向のみに注意を向ける余り、右折進行中、対向してくる車両等に全く注意を向けていなかつた点が指摘されるのであつて、被告乙山には、右折進行に際しての必要な前方ないし右前方に対する注視義務を怠つた過失がある。

た直後に右折を開始していることから、極端な早回り右折となつており、それゆえ、本件交差点を通過しきるうとする原告にとっては、被告車を視認しにくい右側方から突然急接近して衝突する事故態様となつてゐることをも併せると、本件事故を発生させた被告乙山の過失責任は重大であるといわざるを得ない。

これに対し、原告にも本件交差点を通過するに際しては対向車両の有無、動向等、前方の交通事情を注視しなければならないことはいうまでもないが、前示の右折態様からすると、たとえ前方を注視していたとしても急接近してきた被告車の動きに対応した適切な事故回避措置をとることは困難であつたと考えられ（仮にかかる措置をとり得るとすれば、それは、被告車との衝突回避のために原告は本件交差道路の横断途中で停止し、被告車の通過を待つこととなるが、かえつて危険度が増す結果となる。）、被告乙山の著しい前方不注視、極端な早回り右折進行という走行態様を考慮すると、原告には、過失相殺すべき具体的で合理的な基礎事情は見出し難く、被告らの過失相殺に係る主張は採用することができないというべきである。

て受けた医師又は歯科医師（以下、歯科医師と併せて「医師」と総称する。）による治療は、特段の事情のない限り、その治療の必要があり、かつ、その治療内容が合理的で相当なものであると推定され、それゆえ、それに要した治療費は、加害者が当然に賠償すべき損害となるから、加害者がこれを争う場合には、加害者が積極的に個別具体的な主張立証をしなければならない、と解すべきである。

これに対し、被害者が自らの治療のために、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下、「あん摩マッサージ師等」という。）による施術を選択した場合には、その施術を行うことについて医師の具体的な指示があり、かつ、その施術対象となつた負傷部位について医師による症状管理がなされている場合、すなわち、医師による治療の一環として行われた場合でない限り、当然には、その施術による費用を加害者の負担すべき損害と解することはできないのであって、施術費を損害として認めるためには、被害者は、①そのような施術を行うことが必要な身体状態であつたのかどうか（施術の必要性）、②施術の内容が合理的であるといえるかどうか（施術内容の合理性性）、③医師による治療ではなく施術を選択することが相当かどうか（施術の相当性）。医師による治療を受けた場合と比較して、費用、期間、身体への負担等の観点で均衡を失していないかどうか（④施術の具体的な効果が見られたかどうか）。

別具体的に積極的な主張、立証を行わなければならぬ、と解すべきである。なぜなら、あん摩マッサージ師等は、医師と異なり、その施術は限られた範囲内でしか行うことができない（外科手術、薬品投与等の禁止、脱臼又は骨折の患者に対する施術の制限等。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律四条、五条、柔道整復師法一六条、一七条）上、その施術内容の客觀性、合理性を担保し、適切な医療行為を継続するために必要な診療録の記載、保存義務が課せられていないこと（医師法二四条一項、二項、歯科医師法二三条一項、二項）の診療録の記載及び保存義務に関する規定が、前記各法律にはない）、外傷による身体内部の損傷状況等を的確に把握するために重要な放射線による撮影、磁気共鳴画像診断装置を用いた検査をなし得ないこと（医師の指示の下に医師又は診療放射線技師が機械操作することとなる。診療放射線技師法二三条、二条二項。）、それゆえ外傷による症状の見方、評価、更には施術方法等にも大きな個人差が生じる可能性があること、施術者によつて施術の技術が異なり、施術方法、程度が多様であること、自由診療で報酬規程がないため施術費が施術者の技術の有無、施術方法等によつてまちまちであり、客觀的で合理的な施術費を算定するための目安がないこと、といった点が指摘され、これらの事情を考慮すると、あん摩マッサージ師等による施術については、医師の治療のようない必要性、合理性、相当性の推定をすべきで